

環 総 第 647 号

令和 2 年 6 月 16 日

寝屋川市廃棄物減量等推進審議会

会長 板東 敬治 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



寝屋川市一般廃棄物処理基本計画の策定について（諮問）

標記の件について、寝屋川市一般廃棄物処理基本計画を策定するにあたり、寝屋川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 7 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問理由

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、一般廃棄物の適正な処理を行うため、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を策定することとされており、本市では、循環型社会の形成を目指して、平成 23 年 3 月に令和 2 年度までの 10 年間を計画期間とする「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみの減量・リサイクルの推進に取り組んでまいりました。

この間、廃棄物処理を取り巻く状況は大きく変化しており、今後の循環型社会の形成に向けた基本的な考え方や施策展開の方向性等を盛り込んだ一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、貴審議会にご審議していただきたく、諮問するものです。